

医療法人社団 巨樹の会
五反田リハビリテーション病院
指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション運営規定

《事業の目的》

第一条 五反田リハビリテーション病院が開設する 五反田リハビリテーション病院 通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーションおよび指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、居宅要支援者（主治医がその治療の必要の 程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の介護の軽減および予防を目的とする。

《運営の方針》

第二条 1、事業所の理学療法士等は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的にサービスを提供するものとする。
2、事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業所の名称等》

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称：五反田リハビリテーション病院 通所リハビリテーション
- ② 所在地：東京都品川区西五反田 8 丁目 8 番 20 号

《従業員の職種、員数、及び職務内容》

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者：病院長
事業所の理学療法士等の管理及び業務の管理を一元的に行う
- ② 理学療法士等
 - 理学療法士 3 名以上
 - 作業療法士 2 名以上
 - 言語聴覚士 0 名

主治医との密接な連携と通所リハビリテーション計画にもとづき、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。

《営業日及び営業時間》

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から金曜日（祝祭日を含む）までとする。

※年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

- ② 営業時間：8時30分から17時00分までとする。

原則、サービス提供時間は9時00分～16時40分とする。

《事業の内容》

第六条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状、障害の観察
- ② 生活環境への適応
- ③ 廃用症候群の予防
- ④ 基本動作能力の維持・向上
- ⑤ 日常生活活動の維持・向上
- ⑥ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- ⑧ 日常生活の自立に向けての指導
- ⑨ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

《事業の利用料等》

第七条 介護保険における通所リハビリテーション（以下通所リハビリ）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリが法定代理受領サービスであるときは、1～3割の額とする。厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。老人保健法・医療保険各法における通所リハビリを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（通所リハビリテーション費）によるものとし、基本利用料及びその他の利用料とする。

1.基本利用料

・要介護・要支援被保険者

通所リハビリテーション費 及び 各種加算分 1～3割

介護予防通所リハビリテーション費用 及び 各種加算 1～3割

2.サービス内容

- ① 病状、障害の観察

- ② 生活環境への適応
- ③ 廃用症候群の予防
- ④ 基本動作能力の維持・向上
- ⑤ 日常生活活動の維持・向上
- ⑥ 対人・社会交流の維持・拡大
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- ⑧ 日常生活の自立に向けての指導
- ⑨ 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

3. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 通所職員に対する金品や贈り物・飲食物は受け付けない。
- ② 利用者様の都合により通所リハビリを中止したい場合は、前日の営業時間内に事業所に連絡を行ってもらう。
- ③ 非常災害により、通所リハビリの派遣が困難となる場合がある。
- ④ 約1ヶ月以上サービスの利用を中止された場合、再開時に通所スケジュール（回数、時間等）が変更になる場合がある。
- ⑤ 利用開始にあたり、当院の通所リハビリテーション医の診察および通所リハビリテーションの指示書の発行が必要である。その後は利用開始から6ヶ月以内は1ヶ月毎・6ヶ月以降は3ヶ月毎に当院への受診が必要となる。

4. 緊急時の対応

利用者の病状に急変が生じた場合、速やかに主治医に連絡をとるなどの措置を講じる。

5. 事故発生時の対応

通所リハビリの提供により事故が発生した場合には、市町村・ご家族・居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者又は介護予防支援事業者から委託を受けた居宅介護支援事業者等へ連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった措置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行う。

《送迎の実施地域》

第八条 送迎の実施地域は、当院から半径4km圏内。

- **品川区**：全域

- **目黒区**

目黒、下目黒、目黒本町、洗足、三田、原町、中目黒、上目黒、中町、五本木、祐天寺、中央町、南、碑文谷、鷹番、平町、大岡山、中根、青葉台 1～3 丁目、東山 1～2 丁目、緑が丘 1 丁目、柿の木坂 1～2 丁目

- **港区**

高輪、白金台、白金、港南、三田、南麻布、元麻布、芝浦、芝 3～5 丁目、海岸 3 丁目、西麻布 3～4 丁目、麻布十番 2～4 丁目、南青山 7 丁目

- **大田区**

山王、北馬込、東馬込、中馬込、西馬込、南千束、上池台、北千束、大森北 1～2 丁目、南馬込 1～5 丁目、仲池上 1 丁目、石川町 1 丁目、南雪谷 1～4 丁目

- **世田谷区**

池尻 1 丁目、下馬 1 丁目、下馬 4～6 丁目、野沢 3 丁目

- **渋谷区**

恵比寿、広尾、東、恵比寿南、恵比寿西、渋谷 3 丁目、代官町、猿楽町、鉢山町、鶯谷町、桜丘町

以上とする。

《緊急時における対応方法》

第九条

1. 理学療法士等は、通所リハビリを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行なう。
2. 理学療法士等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医、介護支援専門員に報告を行う。

《虐待防止について》

第十条 虐待防止・早期発見・迅速かつ適切な対応を行うため、次に掲げる措置を講じている。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催やスタッフの研修を定期的に開催している。
- ② 虐待および虐待と疑われる事象を発見した場合、速やかに市区町村に通報する。
- ③ 虐待に関する相談がある場合の相談窓口を設置している。

《業務継続計画の策定》

第十一条

1. 当該事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継

続的に実施するためや、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下 BCP)を策定し、BCP に従い必要に応じて BCP の変更を行うものとする。

2. 事業者は、従業者に対し、BCP を周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
3. 事業者は、定期的に BCP の見直しを行い、必要に応じて BCP の変更を行うものとする。

《衛生管理等》

第十二条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように以下の措置を講じなければならない。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

《苦情対応》

第十三条

事業者は、利用者からの通所リハビリテーションに関する相談、苦情等に対する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。また、事業者は利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも行わない。

《記録の整備》

第十四条 事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供に関する下記に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- ① 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画
- ② 提供した具体的サービス内容等の記録
- ③ 利用者に関する市区町村への報告の記録
- ④ 苦情内容等に関する記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

《その他の運営についての重要事項》

第十五条

1. 事業所は、理学療法士等の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修
 - ② 採用後 1 ヶ月以内
 - ③ 継続研修年 2 回
2. 理学療法士等は業務上知り得た利用者及びご家族に関する秘密は正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約後も第三者へ漏らしてはならない。但し、事業所がサービス担当者会議などにおいて、個人情報を用いる事の同意を頂いた場合、個人情報保護に関する内部規則を定め、これを遵守する。
3. 理学療法士等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、理学療法士等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、理学療法士等との雇用契約の内容とする。
4. いかなる状況においても要介護者等の自由を制限するような身体拘束は行わない。
5. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は五反田リハビリテーション病院での協議に基づいて定めるものとする。